

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

※6/3（水）に公開した質問・回答について、補足及び訂正を行っています（赤字で記載）

No	カテゴリ	質問内容	回答
1	リスクアセスメント	製造企業、販売企業、及び技術提供企業について、日本法人が存在し、日本法人経由で提供を受けている場合は、日本法人の情報を記載する認識でよいでしょうか。	日本法人が機器・ソフトウェア・ライセンス等について実際に販売企業又は技術提供企業として関与している場合には、当該日本法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国）を記載してください。 製造企業については、単に日本法人を経由して調達しているという理由のみで日本法人を記載するのではなく、当該機器・製品の製造主体として該当する企業を記載してください。
2	リスクアセスメント	機器名及び型番の記載内容について 機器名、メーカーが定める製品名称を記載する認識ですが、型番欄にはどの粒度の情報を記載すべきか、ご教示いただけますでしょうか。 仮に型番欄にS/N（シリアルナンバー）等、機器を1台単位で特定可能な情報の記載を想定されている場合は、セキュリティ・情報管理上の観点から開示が難しいため、型番欄については記載対象外として取り扱わせていただけますと幸いです。	機器名については、メーカーが定める製品名称を記載してください。 型番欄には、原則としてメーカーが製品・仕様・モデルを識別するために用いる型番又はモデル番号を記載してください。 型番が存在しない、又はセキュリティ・情報管理上の理由により詳細な識別情報を記載できない場合は、その理由を明記した上で、製品名称・機器の種類・メーカー名・仕様概要等、サプライチェーンリスク確認に必要な代替情報を可能な範囲で記載してください。
3	リスクアセスメント	機器によっては製造国の特定が難しく、メーカーの製造履歴にまで遡って調査することは実務上困難でございます。 つきましては、一般的に広く利用されており、当社としてセキュリティ・サプライチェーンリスクの観点で問題がないと判断しているメーカーから調達を行っている場合は、製造国欄を空欄としても問題ないでしょうか。 また、上記理由により製造国欄を空欄として提出する場合に、必要となる情報や資料等がございましたら、併せてご教示いただけますと幸いです。	公募要領上、サプライチェーンリスク対応として、実証環境において利用する機器にハイリスク国の機器又はハイリスクな製品が含まれないよう、特に製造国の管理に留意する必要があるとしています。また、十分な対策が講じられていると認められない場合には、原則として審査対象外となります。 したがって、可能な限りメーカー、販売代理店、仕様書、カタログ、調達資料等により製造国を確認し、記載するようにしてください。 やむを得ず応募時点で製造国を特定できない場合は、以下を記載した資料を添付してください（ファイル名は「製造国を特定できない機器等について.pdf」としてください、様式任意）。 ・該当の機器の製品名称、型番 ・製造国を確認中である旨 ・確認先、確認方法、確認状況 ・製造国を特定できない理由 ・当該メーカー・製品についてサプライチェーンリスク上問題ないと判断した根拠
4	リスクアセスメント	応募申請前の相談はどのような形態で実施されますでしょうか（打合せ、メール、電話等）。その際の調整はどのように行えばよろしいでしょうか。 また、相談内容および回答は公表されますでしょうか。	具体的な相談形態や日程については、相談内容を踏まえて個別に調整させていただきますので、まずはご相談内容を質問票にてお送りください。相談内容及び回答のうち、他の相談者にも共通する内容については公募ページに掲載いたします(相談者に特有の事情に係る内容は掲載しません)。
5	応募方法	実証コンソーシアム（非組合）にて応募をする場合、公募要領4.3.2に記されている応募書類は、代表機関のみが用意、提出をするのであって、構成機関は特に必要書類の提出物は無いものでしょうか。	実証コンソーシアム（民法上の組合契約によらない場合）で応募する場合、応募書類は代表機関が取りまとめて提出してください。ただし、構成機関について提出・記載すべき情報が不要となるものではなく、構成機関ごとの役割分担、業務実施責任者・情報管理責任者・経理責任者等の体制、業務従事者、支出計画等について、提案書及び該当する別紙に含めて作成・提出してください。
6	応募方法	実証コンソーシアム（非組合）にて応募をし、当該提案が採択された場合、三菱総合研究所様との契約に至るまでに、構成機関に求められる提出物は何がございますでしょうか。（例：登記など）	実施計画書の確認、実証機関への再委託の承認申請手続、情報管理・サプライチェーンリスク確認等の目的で、構成機関に関する資料の提出をお願いする場合があります。具体的には、資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、業務従事者の所属・専門性・実績・国籍に関する情報、情報セキュリティ体制に関する資料等が対象となり得ます。登記事項証明書等は一律に提出いただくものとはしていません。必要な場合には事務局から代表機関を通じてご連絡します。 なお、契約手続き等を円滑に進めるため、これらの情報・資料等は採択の決定前に提出を求める場合がありますのでご注意ください。
7	経理処理	コンソーシアムの構成機関で人件費の算出手法を統一する必要があるでしょうか。構成機関で別々の手法をとっても問題ないでしょうか。 【手法1】健保等級単価計算 【手法2】実績単価計算 【手法3】コスト実績単価計算 【手法4】受託単価計算	人件費の時間単価（及び一般管理費費率）は、コンソーシアムの構成機関毎に定めます。 構成機関毎に、人件費の時間単価（及び一般管理費費率）の算出方法やその説明（書類の提出等）が必要です。 また、確定後は、契約期間中及び実績報告・確定時に算出方法等を変更することはできません。
8	応募方法	コンソーシアムで応募する際、経歴書の提出は、代表機関のみで良いですか。それとも、すべての構成機関が提出する必要がありますか？	実証コンソーシアムの構成機関も、各機関で選任する業務実施責任者、情報管理責任者の経歴書、及び業務従事者名簿を代表機関を通じて提出してください。代表機関は業務統括責任者、情報管理責任者、経理統括責任者の経歴書、及び業務従事者名簿を提出する必要があります。
9	経理処理	経費処理マニュアルに健保等級単価表の添付がないようですが、どちらを参照したら良いでしょうか	人件費の時間単価について、健保等級単価計算を用いる場合は、総務省「令和8年度情報通信分野における研究開発委託契約 経理処理解説」に定める「人件費標準単価表」を、本実証における健保等級単価表として準用します。ただし、上記解説の健保等級の適用時期・改定時期等に関する運用記載までそのまま準用するものではないことにご注意ください。 健保等級は、契約締結時点で適用されている最新の健保等級を用います。 例えば、令和8年7～8月頃に契約を締結する場合、令和7年9月から令和8年8月まで適用される等級（定時決定による等級）、又は契約時点までに随時改定がある場合には当該改定後の等級を用いることになります。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
10	リスクアセスメント	公募要領8.4に「不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、遅くとも1時間以内に当社に報告するものとします。」との記載について、報告期限の起算点を確認させていただきたい。 「遅くとも1時間以内に報告」と記載があるが、以下のいずれの理解が正しいか。 ①不正アクセス又はそのおそれを確認・認知した時点から1時間以内に報告すればよく、事象自体の発生時刻が1時間以上前であっても差し支えない ②不正アクセスを常時監視し、不正アクセス又はそのおそれが発生した時点から1時間以内に報告する必要がある	報告期限の起算点は、不正アクセス又はそのおそれを実証機関が確認・認知した時点としてください。したがって、事象自体の発生時刻が確認・認知時点より前である場合でも、確認・認知した時点から遅くとも1時間以内に当社へ第一報を行ってください。 ただし、これは不正アクセスを常時監視しなくてもよいという趣旨ではありません。本実証に係る情報システム等については、不正なアクセスが行われていないかを確認するための監査証拠を取得し、必要に応じて分析・報告できる体制を整備していただく必要があります。確認・認知が著しく遅れた場合や、監査証拠の取得・分析体制が不十分であった場合には、情報セキュリティ対策の履行が不十分と判断される可能性があります。
11	実証体制	自社内体制で選任した、業務実施責任者・経理責任者・情報管理責任者・業務従事者について、応募のタイミングでは異動等ないことを確認のうえで選任するが、その後異動等により本事業に従事することが困難になった場合どのような手続き方となるかご教示いただきたい。 また、異動後の変更手続きにいかほどの猶予があるかについても可能であればご教示いただきたい。	応募時点では、異動等により本事業への従事が困難となる見込みがないことを確認のうえ、各責任者及び業務従事者を選任してください。 採択後又は契約期間中に、異動等により、業務実施責任者、経理責任者、情報管理責任者又は業務従事者が本事業に従事することが困難となった場合は、速やかに代表機関を通じて事務局へご相談ください。変更にあたっては、変更後も公募要領上求められる能力・体制を満たすことを確認できる資料（経歴書、業務従事者名簿、情報管理体制に関する資料等）を提出いただき、株式会社三菱総合研究所の事前確認又は事前協議を経たうえで変更いただきます。 異動等が判明した時点で速やかにご相談いただき、原則として、当該変更後の者が本業務に従事する前に必要な確認・協議を完了してください。
12	リスクアセスメント	知りえた機密情報についての保管について、昨今では多くの企業がクラウドストレージ上に情報を保存しているかと思います。多くの場合、米国企業であるMicrosoft・Google・Box社などを利用しているかと思いますが、公募要領8.5.2（7）にて言及される全て国内法が適用される場所と必ずしも言えないケース（準拠法）が想定されます。本実証を行うにあたり機密情報等の社内保管について、国外に母体を持つ企業のクラウドストレージサービスは使用可能か。	ご質問中の「機密情報」は、公募要領 8.5.2（7）における「要機密情報」を指すものとして回答します。※「要機密情報」についてはNo.13をご確認下さい。 本実証において、要機密情報をクラウドストレージサービス上で取り扱うことはできません。したがって、国外に母体を持つ事業者が提供するクラウドストレージサービスであるか否かにかかわらず、当該クラウドストレージサービス上で要機密情報を保存・処理・共有することはできません。 一方で、取り扱う情報が要機密情報に該当しない場合には、国外に母体を持つ事業者が提供するサービスであることのみをもって直ちに使用不可となるものではありません。ただし、クラウドサービスの利用にあたっては、利用価額等を問わず再委託の承認事項となります。また、ISMAP に認定・登録されたクラウドサービスの利用を推奨します。
13	リスクアセスメント	「要機密情報」の内容はどこに定義されているでしょうか（実証に用いたテストデータ等が「要機密情報」であり、実証に関する文書等は「要機密情報」には当たらないという理解でよいでしょうか）。	「要機密情報」は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」における「機密性2情報」又は「機密性3情報」に相当する情報を念頭に置いています。本実証においては、総務省などの行政機関から提供された情報が該当し得ます。 なお、公募要領上、クラウド利用に関しては本業務において要機密情報を取り扱わないこととしておりますので、クラウドサービス等を利用する場合には、当該サービス上で要機密情報を取り扱うことがないよう、データや文書の内容を事前に確認してください。
14	応募方法	公募要領8.4.1（1）に「役務提供企業（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））を提案書に記載してください」とあるが、提案書のどの欄に記載する必要があるか。	業務の実施のために構築する実証環境（データ計測、解析用設備を含む。）を構成する情報システム・機器のうち、通信回線装置、サーバ装置、端末、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体に関する役務提供企業については、提案書の「2.(4) 構成環境における各設備・機器等」の該当する情報システム・機器の表（「調達予定機器の製造企業等に関する情報」）において、「技術提供企業」の下に「役務提供企業」の行を追加して記載してください。
15	実証全般	公募要領6.1.1に「実証機関が実施計画書確定前に、自主的に自身の負担において実証に着手することを認めます。」とあるが、「自主的に自身の負担において実証に着手する」ことを想定した提案としても問題ないという理解でよいか（例として、実施計画書確定前に作業に着手するスケジュールで提案する等）	ご認識のとおり、実施計画書の確定前に、実証機関が自主的に自身の負担で実証に着手すること自体は可能です。そのため、提案書には、実施計画書確定前に一部作業へ着手する可能性を含めたスケジュールを記載いただくことも差し支えありません。 ただし、実施計画書確定前に着手した業務は、原則として実証機関の自己負担・自己責任により行うものであり、原則として支払対象経費として認められません。また、実施計画書（支出計画書を含む）には、実施計画書確定前に自身の負担で着手した業務は含めない、若しくは当該部分が自身の負担で着手した業務であることを他と区別し明示するようにしてください。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
16	業務委託契約	株式会社三菱総合研究所との業務委託契約（請負）を締結するのは「代表機関」という理解でよい（株式会社三菱総合研究所と実証コンソーシアムの構成機関は契約関係にないという理解でよい）。	ご認識のとおり、実証コンソーシアム方式により応募する場合、株式会社三菱総合研究所との業務委託契約（請負）を締結する主体は代表機関となります。したがって、原則として、株式会社三菱総合研究所が実証コンソーシアムの各構成機関と個別に業務委託契約（請負）を締結するものではありません。 ただし、実証コンソーシアムの代表機関及び全ての構成機関は、総務省にとって委託先である株式会社三菱総合研究所からの再委託先（または再々委託先等）となりますので、株式会社三菱総合研究所が総務省に対して行う再委託の承認申請は、代表機関及び全ての構成機関が対象となります。そのため、再委託の承認申請に必要な書類は代表機関とすべての構成機関から提出して頂きます。 必要な書類の詳細は、提案書受領後に株式会社三菱総合研究所から代表機関にご案内しますので、案内を確認の上、書類を準備し、代表機関で取りまとめた上で提出をお願いします。
17	実証体制	代表機関と構成機関との間の契約関係・契約条件・規約等については、特段の規定はなく実証コンソーシアム内で検討・判断してよいという理解でよい。	代表機関と構成機関との間の契約関係、契約条件、規約等については、特定の契約形式や様式が一律に指定されているものではありません。そのため、実証コンソーシアム内で、各構成機関の役割分担、資金交付、経費精算、成果・知的財産の取扱い、情報管理、責任分担等を踏まえて、必要な契約・規約等を検討・整備してください。 ただし、実証コンソーシアム内で定める契約条件や規約等は、公募要領、提案書、実施計画書、株式会社三菱総合研究所との業務委託契約（請負）及び本事業の経理処理・情報管理・サプライチェーンリスク対応等の各要件に反しない内容としてください。特に、実証機関それぞれの分担関係を明確にすること、構成機関が適切な管理運営体制を有すること、実証完了までの脱退制限や、構成機関の破産・解散時の共同連帯による業務実施等、公募要領上求められる事項を損なわない整理とする必要があります。
18	実証体制	実証コンソーシアム方式（組合契約以外）の場合、代表機関と構成機関の契約等の締結時期に規定はあるか。	実証コンソーシアム方式のうち、民法上の組合契約によらない場合については、代表機関と構成機関との間の契約等の締結時期について、公募要領上、具体的な期限は明示していません。 ただし、応募時点で、代表機関を含む全ての構成機関が実証コンソーシアムを組成して実証を行うことに同意していること、また代表機関を含む全ての構成機関それぞれの分担関係が明確であることが必要です。
19	再委託	代表機関と構成機関の契約関係は「再委託（貴社から見た場合は再々委託）」に該当しないという理解でよいでしょうか（構成機関については再委託の承認に係る手続きは不要という理解でよいでしょうか）。	No.16の回答をご確認下さい。
20	実証全般	提案書様式2.（4） に記載された販売企業、技術提供企業について、該当する企業がなければ空欄でよい。	販売企業又は技術提供企業に該当する企業が存在しない場合は、空欄のままとするのではなく、「該当なし」と記載してください。また、該当なしと記載した理由が分かるように補足してください。 なお、技術提供企業にはソフトウェア・ライセンス提供企業も含まれるため、機器本体の販売企業とは別に、ソフトウェア、ライセンス、保守・運用等に関与する企業がないか確認のうえ記載してください。
21	実証全般	型番について、該当する内容がなければ空欄でよい。	No.2の回答をご確認下さい。
22	リスクアセスメント	製造国について、製造者が原則非公開としていること、またオペレーション的に発注後に製造工場が確定されるため物理的にも情報をご提示できません。セキュリティリスクを伴う国以外での製造を指定することが可能なため、その旨の表記にさせて頂きたいのですが、宜しいでしょうか？ 記載例：非公開（但しセキュリティリスクを伴う国は除く）	No.3の回答をご確認下さい。
23	実証全般	実証実施場所は、フィールド検証の場所のみならず、机上検討等を行う場所（実証機関のオフィス等）も記載が必要という理解でよい。	実証実施場所については、原則として、フィールド検証を行う場所を記載してください。 机上検討、社内打合せ、資料作成等を行う実証機関のオフィス等については、そのみをもって実証実施場所として網羅的に記載いただく必要はありません。ただし、本実証に係る重要な情報・データを取り扱う場所や、実証環境の構築・運用・管理に直接関係する主要な作業場所について、情報管理・セキュリティ確認等の観点から当社が必要と判断した場合には、追加で情報提供をお願いします場合があります。
24	経理処理	提案書様式4.（7） 「外注等の計画」に記載すべきものは、経費支出計画で「再委託・外注費」として計上したもののみという理解でよい（外注であって工事費、保守費、改造修理費に計上したものやクラウドサービスは「外注等の計画」に記載不要という理解でよい）。	「外注等の計画」には、経費支出計画上の「再委託・外注費」に計上するものに限らず、実証機関外の事業者に業務を委ねる計画のうち、事前協議・承認や実施体制上の確認が必要となり得るものをすべて記載してください。
25	経理処理	提案書様式6.（1） に「予算費目毎に記載」とあるが、「(1)物品費、(2)人件費、(3)謝金、(4)旅費・交通費、(5)その他」で直接経費の内訳を記載するという理解でよい。	ご認識のとおり、公募要領 6.2.1 に記載の(1)物品費、(2)人件費、(3)謝金、(4)旅費・交通費、(5)その他の区分ごとに直接経費の内訳を記載してください。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
26	経理処理	実証コンソーシアム方式により提案する場合、一般管理費及び一般管理費率を実証機関ごとに記載するという理解でよいか（直接経費及び再委託・外注費は実証コンソーシアムの合計値として記載するという理解でよいか）。	ご認識のとおりです。実証コンソーシアム方式で提案される場合、一般管理費および一般管理費率は実証機関ごとに記載してください。また、直接経費および再委託・外注費については、コンソーシアムを構成する各実証機関の積算額を整理の上、記載してください。一般管理費は各実証機関の（１）～（５）の直接経費を対象として算定してください。再委託・外注費は一般管理費の算定対象には含まれません。
27	経理処理	実証（２） 提案書様式6.（１） に「※外注費を計上する場合は、外注する業務内容及びその必要性が分かるように積算根拠欄に記載してください。」とあるが、これは「3. 再委託・外注費を計上する場合」という理解でよいか。また、「積算根拠」欄は様式上項目がないと思われるが、別紙５に記載すればよいか。	再委託・外注費を計上する場合は、6.(1)費用内訳の表において、「3. 再委託・外注費」の行の「備考」の列に、再委託・外注する業務内容及びその必要性を記載してください。
28	リスクアセスメント	本実証は限定的な環境での実施を想定しております。 実証環境における情報セキュリティ対策として求められる不正アクセスおよびログ取得について、FW（ファイアーウォール）での監視ログ取得および、侵入検知後に対象サーバ特定（サーバログ等）までのログ取得実装にて要件を満たす理解で問題ないでしょうか。	記載頂いた情報のみでは提案書7.(2)②の要件を満たすか否かを判断が困難です。本実証に係る業務の実施に使用する情報システム等について、不正なアクセスが行われていないかを確認できる監査証跡を取得し、必要に応じて分析・報告できること、また情報セキュリティ侵害又はそのおそれがある場合に、事象の精査に必要なログ・機器等の証跡を取得・分析できる体制を整備していることが必要です。
29	実証全般	提案書様式7.(3) に「※代表機関及び／又はワークロードシフトシステムを開発・変更する主体が、ISO 9001（品質マネジメントシステム）又は同等なQMSの認証を有している場合は添付すること。」とあるが、ここでの「添付」とは登録証番号等を提案書に直接記載するという理解でよいか。	登録番号と、公開データベースのURL等、登録内容の確認方法を提案書に記載ください。
30	実証体制	「経理統括責任者」は、代表機関から1名を選出すればよく、その他の構成機関においては個別に設ける必要はないという理解で差し支えないか（したがって、経理統括責任者経歴書は代表機関のみ作成・提出するという理解でよいか）。	ご認識のとおり、経理統括責任者は代表機関において1名程度設置してください。代表機関以外の構成機関においては、経理統括責任者ではなく、経理責任者を各構成機関に設置してください。 経理統括責任者経歴書は、代表機関の経理統括責任者について作成・提出してください。なお、構成機関についても、経理責任者を含む適切な管理運営体制を有することが必要であり、提案書等において構成機関ごとの体制・役割分担が分かるように記載してください。
31	実証体制	外国籍メンバーが1名実証に参画予定であるが、当該メンバーは友好国の国籍であり、本実証への参画に支障はないという理解でよいか。	外国籍の方であることのみをもって、本実証への参画が直ちに不可となるものではありません。ただし、業務従事者については、所属、専門性、実績及び国籍等の情報を提示いただき、当該者が本業務に従事することについて、情報管理、サプライチェーンリスク、技術流出防止、法令遵守等の観点から問題がないことを確認できる必要があります。 そのため、当該メンバーの担当業務、取り扱う情報・技術の内容、アクセス権限、所属・専門性・実績、情報管理体制等を提案書又は必要に応じた追加資料で確認できるようにしてください。なお、外国為替及び外国貿易法に基づき、規制対象となる貨物・技術の輸出や技術情報の提供に該当する場合には、必要な手続を適正に行っていただく必要があります。
32	応募方法	実証コンソーシアム方式により提案する場合でも、代表機関として集約して提出するという理解でよいか（構成機関ごとに提出するものではないという理解でよいか）。	ご認識のとおり、実証コンソーシアム方式により提案する場合、提案書類は代表機関が取りまとめて提出してください。構成機関が個別に事務局へ提案書類を提出することは想定していません。 ただし、構成機関に関する情報が不要となるものではありません。提案書及び別紙1～5には、構成機関を含む実証コンソーシアム全体の役割分担、実施体制、責任者、業務従事者、支出計画等を必要に応じて記載し、代表機関が一式として取りまとめて提出してください。
33	業務委託契約	実証コンソーシアム方式による場合、「実証コンソーシアム外の第三者」への再委託が 業務委託（請負）契約書第10条 に該当するという理解でよいか。	ご認識のとおり、実証コンソーシアム方式による場合、業務委託（請負）契約書の「再委託」に関する条項（「第10条（再委託）」）は、原則として、実証コンソーシアム外の第三者に本業務の一部を委託する場合に該当します。 実証コンソーシアムの構成機関は、提案書及び実施計画書において役割分担が明確化された実証機関であり、当該構成機関が分担業務を実施すること自体は、実証コンソーシアム外の第三者への再委託とは異なります。ただし、構成機関がさらに実証コンソーシアム外の第三者へ業務を再委託する場合には、再委託として、事前承認・事前協議の対象となります。 なお、再委託に該当する場合は、総務省の事前承認が必要であり、承認取得前に当該再委託に係る契約締結その他これに準ずる行為を行うことはできません。また、本業務の企画立案・遂行管理等の本質的部分や、技術的検討等の実証・調査研究に係る本質的部分の再委託は認められません。
34	リスクアセスメント	本実証で利用する設備・機器の製造国について制約はあるか。 公募要領に記載のとおり、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講じていれば、製造国について制約はない理解でよいか。	公募要領8.4.1に記載のとおり、実証環境において利用する機器にハイリスク国の機器又はハイリスクな製品が含まれないよう、サプライチェーン、特に製造国の管理に留意する必要があります。なお、十分な対策が講じられていると認められるか否かは製造国も含め判断されます。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
35	経理処理	経費計上に必要となる証憑書類は、英文でも問題ないか。 具体的には、実証コンソーシアム方式における代表企業と構成機関の間で、英文の委託契約書を締結しても問題ないか確認したい。	経費計上に必要となる証憑書類は原則として日本語でお願いします。ただし、英文であることのみをもって直ちに不可とはしていません。実証コンソーシアム方式における代表機関と構成機関の間で英文の契約書を締結すること自体は差し支えありません。 ただし、経費計上の確認にあたっては、当該契約書等により、本業務との関係、契約当事者、契約期間、業務内容、金額、支払条件、納品・検収条件等が確認できる必要があります。英文資料のみでは内容確認が困難な場合には、必要に応じて日本語訳又は日本語での要約資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
36	実証全般	分散データセンター間の主要接続にはAPN等を用いる一方で、運用管理、監視、保守、エッジ接続、バックアップ経路としてTCP/IP VPN、既存閉域網、インターネットVPNを併用する構成は認められるでしょうか。 【質問理由】APNを中核としつつ、運用・監視・保守の実装性と安全性を確保するためには補助的なネットワーク経路の併用が現実的であるため。	ご認識のとおり、分散データセンター間の主要な接続にAPN等を用いることを前提とした上で、他の接続手段を補助的に用いる構成は認められます。提案書様式の2（2）に、ネットワーク・システム構成を具体的に記載するとともに、実証の目的や実証内容を踏まえて、そのようなネットワーク構成とした理由や利点を説明してください。
37	実証全般	フルスペック提案における「多地点（三つ以上）に立地するデータセンター」について、一般的な商用データセンターに加え、サーバ室、マイクロデータセンター、GPU設置拠点、エッジ拠点等は、どの範囲まで分散データセンター拠点として扱われるでしょうか。 【質問理由】3地点以上の構成が評価上の加点要素となる場合、どの拠点を分散DC拠点として整理できるかにより、実証構成・体制・コスト計画が変わるため。	「多地点（三つ以上）に立地するデータセンター」は、一律に特定の形態のデータセンターのみに限定されるものではありません。拠点の形態が一般的な商用データセンターではなかったとしても、実証の目的達成に向けて合理的な形態であると判断されれば加点要素となり得ます。どのような形態の拠点を実証に用いるのか、そうした形態の拠点を実証に用いる理由や利点を実証の目的や実証内容を踏まえて、説明してください。
38	実証全般	5.2 評価基準（1）に記載された「複数事業者のデータセンターを協調して運用する実証環境」について、データセンター所有者、データセンター運用者、ネットワーク提供者、サーバ運用者、アプリケーション提供者が異なる場合も、複数事業者による分散データセンター協調として評価対象になりますでしょうか。 【質問理由】複数の事業者が所有・運用・ネットワーク・サーバ・アプリケーションの役割を分担する構成を想定しているため、評価対象となる協調運用の範囲を確認したい。	「複数事業者のデータセンターを協調して運用する実証環境であるか。」は、一つの拠点の運営に複数の事業者が関わっているか否かを評価する趣旨のものではなく、それぞれ異なる事業者によって運営されている複数拠点が、協調して運用されているか否かを評価する趣旨のものです。
39	実証全般	外部ユースケースとの連携について、提案時点ではAPI仕様案、接続条件、検証メニュー、責任分界、受入手順を示せばよいでしょうか。具体的な外部ユースケース事業者との合意まで必要でしょうか。 【質問理由】提案時点で外部ユースケース候補との正式合意まで必要かにより、提案準備・協議範囲・責任分界の整理が変わるため。	提案時点において、具体的な外部ユースケース事業者との正式合意までを必須とするものではありません。フルスペック提案については、ユースケース部分提案との統合を見据え、外部のユースケース実証を行うための仕様を検討・具備しているか、また委託予定先の公表までに合意が可能な体制を整えているか（例えば、ユースケース部分提案を行った外部の応募機関との協議に応じることが可能な体制か）等が加点点評価の観点となります。
40	実証全般	実証(1)における「実フィールドでの実証」とは、商用本番環境に限定されず、既設データセンター、検証用サーバ室、マイクロデータセンター、エッジ拠点等の実設備・実回線・実拠点をを用いる場合も該当する理解でよいでしょうか。 【質問理由】商用本番環境のみが対象となる場合、提案可能な構成・実証場所・調達計画が大きく変わるため。実設備を用いた現実的な実証構成が評価対象となるかを明確化したい。	ご認識のとおり、実証（1）における「実フィールドでの実証」は、商用本番環境に限定する趣旨ではありません。シミュレーションのみでの検証など模擬環境のみの検証は認められませんが、実環境・実運用に即した検証を行う場合には、実フィールドでの実証として整理し得ます。
41	実証全般	【既存インフラ＋新規ミドルウェアアドオン時の先進性評価】 実証環境の先進性・新規性の評価において、既に稼働している既存の回線網やデータセンター資産をベースとして活用しつつ、その上に新規の実証ミドルウェア（例：分散データベース等）または新しい制御プロトコル（例：L1/RDMAによる遠隔処理）をアドオンして技術検証を行うアプローチも、それ自体が実証環境としての新規性・先進性を有するものとして高く評価されるという解釈でよろしいでしょうか。	応募機関又は応募コンソーシアム内外の既存の取組みと比較して、差分が明確であり、かつ差分により期待できる効果や効率性の向上が明確である場合には（例えば、提案の実証環境では、従来の実証環境では得られなかった新たな知見を得ること期待でき、新たな知見は本実証事業の基本方針と照らして有意義なものと期待できる場合など）、先進性・新規性の評価対象となり得ます。提案書では、既存部分と新規に検証する部分を切り分けた上で、どの点が新規・先進的であるかを具体的に記載してください。
42	実証全般	KGI/KPIは商用SLA相当の達成値を前提とする必要がありますでしょうか。それとも、実証段階として、遅延、分散処理オーバーヘッド、GPU利用率、障害検知時間、運用工数、利用者評価等を測定し、社会実装に向けた基準値を得る目標設定も認められるでしょうか。 【質問理由】実証事業として、達成保証型のSLAではなく、社会実装に向けた測定・評価・改善のためのKGI/KPI設計が認められるかを確認したい。	KGI/KPIは、必ずしも商用SLA相当の達成値を前提とする必要はありません。社会実装に向けた基準値や成立条件、今後の改善課題を把握するための目標設定も可能です。 提案書では、設定するKGI/KPIが、本実証事業の基本方針と照らして妥当か、実証において期待する効果を確認するためにどのような意味を持つのか、また、その設定根拠及び検証方法を具体的に記載してください。
43	実証全般	【国内前例のない分散DC環境における定量的KPI（遅延・スループット）の設定根拠の厳密性】 提案書提出時点で、分散データセンター環境特有の定量的成果（通信遅延、スループット等）の設定根拠を記載するにあたり、現時点で国内に同等環境の前例がないと理解しています。そのため、理論上のシミュレーション値や、既存の実証から類推せざるを得ませんが、その際の算出した推計値についてはどこまで厳密さを要求されるのでしょうか。	理論上のシミュレーション値、既存の実証・技術資料からの類推、構成条件に基づく推計値等を用いて設定いただくことは可能です。前提条件、算出方法、参照した既存事例又は技術的根拠、推計値の限界や不確実性を明らかにしてください。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
44	実証全般	実ユースケースアプリケーションの完成前に、接続性、性能、監視、運用手順の確認を目的として、ベンチマーク、合成データ、簡易アプリを補助的に利用することは可能でしょうか。なお、最終的には実ユースケースでの検証を行う前提です。 【質問理由】工程前半で疎通・性能・監視・運用手順を先行確認することで、最終的な実ユースケース検証の品質と確実性を高めるため。	実証期間内に実ユースケースでの検証が完了する前提であれば、その前段で必要と認められる合理的な範囲で簡易アプリ等を用いた先行確認を実施頂くことは可能です。
45	実証全般	構成機関各社の「業務内容」は、当該企業の業務内容を記載すべきでしょうか、それとも本実証における役割としての業務を記載すべきでしょうか。前者の場合、業務内容は現行の「日本標準産業分類」に即して記載するか、もしくは任意表現によるもので良いでしょうか。	構成機関各社の記載における「業務内容」には、本実証において当該構成機関が担う役割・担当業務を記載してください。
46	実証体制	公募要領P17の評価基準にある「業務実施責任者個人に、同種実証事業相当のプロジェクトマネジメントの経験・知見があるか」という審査に対して、代表機関ではない、コンソーシアム「構成機関」の、「統括」の付かない各責任者（業務実施責任者、情報管理責任者、経理責任者）については、個別の経歴書（プロフィールシート等）のファイル提出は求められておらず、提案書本文（体制図や実績欄）で構成機関が実行能力を有することの説明で要件は満たす、という理解でよろしいでしょうか。	公募要領8.6②に記載のとおり、各構成機関の業務実施責任者及び情報管理責任者についても、別紙1及び別紙2にて経歴書を提出する必要があります。 経理責任者については、個別の経歴書の提出は不要です。様式の最上部にある「業務統括責任者・業務実施責任者経歴書」「情報管理統括責任者・情報管理責任者経歴書」の記載を該当する役割、構成機関に応じて変更してください（例えば、A株式会社の業務実施責任者であれば、A株式会社業務実施責任者経歴書、と記載）。
47	実証全般	APN機器、光モジュール、GPUサーバ等の調達遅延に備え、既存閉域網、レンタル機器、代替GPU環境、縮退構成で先行検証し、機材到着後に本構成へ移行する計画は、履行確実性を高めるバックアッププランとして評価される理解でよいでしょうか。 【質問理由】特殊機器の納期遅延リスクに備え、実証スケジュールを守るための段階的構築・代替検証計画を、前向きなリスク低減策として提案できるか確認したい。	調達遅延により生じるリスクが代替環境、縮退構成等での先行検証によって低減あるいは解消に貢献する場合はバックアッププランとして評価され得ます。提案書では、当初想定する本構成と代替構成の関係、代替構成で先行検証できる範囲、本構成で改めて検証する範囲、移行時期を明確に記載した上で、リスク低減・解消に具体的にどのように貢献するかをご説明下さい。
48	実証体制	提案時点で未確定の再委託先、外注先、作業者がいる場合、候補先情報、選定基準、確定後の事前確認プロセス、セキュリティ確認項目を記載することで足りるでしょうか。 【質問理由】提案時点ですべての作業者・外注先を確定できない可能性があるため、調達・再委託の柔軟性を確保しつつ、審査上必要な情報を不足なく提出したい。	提案時点で再委託先、外注先、作業者の一部が未確定である場合には、未確定である旨を明記した上で、未確定である理由と、未確定であることが実証実施に与えるリスク（リスクがない場合にはその根拠）を記載ください。併せて、候補先情報、業務内容、選定基準、選定スケジュール、確定後の事前確認プロセス、セキュリティ確認項目等も記載してください。
49	実証全般	情報流通経路のセキュリティ確保について、閉域APN区間、VPN区間、保守回線、監視基盤、ログ転送経路、クラウド利用部分まで含めて記載すべきでしょうか。 【質問理由】ネットワーク、保守、監視、ログ転送を含む全体設計のどこまでを提案書上のセキュリティ説明範囲に含めるべきかを明確化したい。	8.5.2(1)に記載のとおり、クラウドサービスの利用等、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策等を実施してください。 提案書において質問文に列挙頂いた項目を一律に記載することまでは求めていませんが、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されていることが分かるように記載して下さい。例えば、どの経路でどのような情報が流通し、どのような主体が関与し、暗号化、アクセス制御、認証、ログ取得、監視、インシデント時の対応等をどのように実施するかが確認できる程度に記載してください。採択後、実施計画書の作成やサプライチェーンリスク・情報セキュリティ確認の過程で、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
50	リスクアセスメント	【機器調達遅延リスクとバックアッププラン（Plan B）遂行時の不履行判定】 評価基準において『調達遅延時のバックアッププラン（Plan B）の策定』が必須要件となっておりますが、世界的な半導体・GPUの需給逼迫やAPN関連機器の納期遅延等、実証機関の責によらない不可抗力によって機器納品が遅れ、履行期間内（2月1日まで）に一部のユースケース検証が完了しなかった場合、成果物の不履行とみなされるリスクはありますでしょうか。事前に承認されたPlan B（例：既存代替機でのシミュレーション検証への切り替えなど）を遂行していれば、委託費の支払対象として認められる認識で良いでしょうか。その許容境界についてご教示ください。	機器納品の遅延が実証機関の責によらない事情による場合であっても、Plan Bを遂行していれば、直ちに不履行に該当しない、又は委託費の支払対象として当然に認められるものではありません。Plan Bにより実施内容、検証方法、成果物、支出内容等に当初の実施計画所から変更が生じる場合は、速やかに事務局へ報告・協議し、必要に応じて実施計画書等の変更手続を行ってください。委託費の支払対象となるかは、承認された実施計画書・支出計画書との整合性、実際の履行内容、証憑書類、検査結果等を踏まえて判断されます。 提案書では、調達遅延時に代替構成で実施する検証、本構成で実施する検証、Plan Bで確認可能な成果、事務局への報告・協議のタイミング、本構成への移行条件を記載してください。
51	経理処理	APN機器、光伝送装置、GPUサーバ、400G NIC、光モジュール等について、リース・レンタルが市場で困難、または短期実証では購入の方が経済的・合理的である場合、比較資料、理由書、継続利用計画を添付することで設備備品費として認められる可能性がありますでしょうか。 【質問理由】高額かつ特殊な機器が多く、レンタル調達が困難な場合が想定されるため。購入可否は見積、調達方式、実証後計画に大きく影響する。	経費処理マニュアル（案）1.2(1)に記載のとおり、本業務の実施に直接必要であり、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品に該当する場合には、設備備品費として整理し得ます。 リース・レンタルが困難である場合や、短期実証であっても購入の方が経済的・合理的である場合には、調達方法の検討結果（リースなどで調達できない理由）や継続利用の計画を記した理由書により、購入の必要性及び妥当性を説明してください。株式会社三菱総合研究所が特に必要であると認める場合に限り、対象経費とし、最終的な計上可否は、本業務に直接必要な経費であること、支出計画書・実施計画書との整合性、経済性、証憑書類の整備状況等を踏まえ、個別に確認・判断します。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
52	経理処理	既設データセンター、ラック、電源、回線、監視基盤、既存サーバを本実証に一部利用する場合、利用時間、利用量、専有範囲、按分根拠を明確化すれば、借料、設備施設料、通信費等として計上可能でしょうか。 【質問理由】新規調達だけでなく既設設備を活用することでコスト合理性を高められる一方、按分根拠が不十分な場合は精算上のリスクがあるため。	既設データセンター、ラック、電源、回線、監視基盤、既存サーバを本実証に一部利用すること自体は可能ですが、経費計上の可否やその費目については個別の確認・協議が必要です。本業務に直接必要な範囲であること、実施計画書・支出計画書と整合していること、本実証での利用時間・利用量・専有範囲等に基づき合理的に按分できること、及び証憑書類で支出内容を確認できること、などについて、個別に協議・確認することになります。
53	経理処理	一般管理費率は、コンソーシアム構成機関ごとに、10%または各機関の財務諸表から算定した割合の低い方を適用し、個別に算出する理解でよいでしょうか。 【質問理由】コンソーシアム型では構成機関ごとに会計条件が異なるため、見積、別紙作成、精算時の計算方法を明確化したい。	ご認識のとおり、一般管理費率は実証コンソーシアムの構成機関ごとに定めます。 構成機関ごとに、10%又は当該構成機関の財務諸表から算定した割合のうち低い方を適用して算出してください。また、構成機関ごとに、一般管理費率の算出方法及びその根拠について説明できる資料をご準備ください。
54	経理処理	コンソーシアム構成機関が保有する回線、データセンタースペース、ラック、電源、運用サービス、技術支援を利用する場合、利益排除の対象範囲と、原価証明が困難なサービス型費用に必要な根拠資料を確認したいです。 【質問理由】既存設備や構成機関のサービスを活用する場合、利益排除の扱いを誤ると精算否認リスクがあるため。	実証コンソーシアムの構成機関が保有する回線、データセンタースペース、ラック、電源、運用サービス、技術支援等を本実証で利用する場合、公募要領6.2.2に記載のとおり、原則として全て利益排除の対象となります。 原価を示せない正当な理由がある場合は、原価を示せない正当な理由と、料金表や約款、社内計算書、利用実績、按分計算資料等により、計上額の妥当性を説明する資料の提出が必要となります。具体的な必要資料や計上可否は、個別に確認・判断します。
55	経理処理	機器リース、クラウドサービス、監視サービス、ソフトウェアライセンス等の契約期間が委託期間外にまたがる場合、委託期間内の利用分を日割・月割で按分して計上する理解でよいでしょうか。 【質問理由】月額・年額契約となるサービスが想定されるため、委託期間外を含む契約の費用按分方法を事前に確認したい。	ご認識のとおり、契約期間が委託期間外にまたがる場合、原則として業務委託契約期間内において本実証の実施のために利用する分について按分して計上することになります。
56	経理処理	契約期間内に納品・検収が完了しているが、支払期日が未到来の経費について、支払予定金額、支払予定日、経理責任者の証明等があれば計上可能でしょうか。 【質問理由】年度末または委託期間終了時に、検収と支払のタイミングがずれる可能性があるため、会計処理と精算ルールの整合を確認したい。	契約期間内に納品・検収が完了しているものの、支払期日が未到来である経費については、費目や経費の性質に応じて個別に確認します。 検収日が契約期間内であること、支払予定金額・支払予定日が明確であること、経理責任者による証明書類等により支払予定が確認できることを前提に、計上が認められる場合があります。ただし、後日、実際の支払実績を確認できる証憑書類を提出いただく必要があります。 なお、再委託費等、支払完了時期について個別の条件が定められている経費については、その条件に従って整理してください。最終的な計上可否は、費目、契約内容、検収状況、支払予定及び証憑書類等を踏まえて個別に確認・判断します。
57	経理処理	設備備品費として計上する機器について、実証後の社会実装、追加検証、横展開、運用継続に利用する計画を示す場合、どの程度の具体性が必要でしょうか。利用先、費用負担者、保守体制まで記載が必要でしょうか。 【質問理由】設備購入を行う場合、実証後の撤去・処分ではなく継続利用を前提とした説明が必要となるため、必要な具体性を確認したい。	設備備品費として機器を計上する場合、実証後も社会実装、追加検証、横展開、運用継続等に有効活用する前提で、継続利用の計画を説明してください。 提案時点では、利用先、費用負担者、保守体制等について確定していることまでを一律に求めるものではありませんが、想定される利用目的、利用主体、利用場所、活用時期、維持管理の考え方等を、可能な範囲で具体的に記載してください。 なお、設備購入の必要性や妥当性、実証後の取扱いについては、調達内容や利用計画を踏まえて個別に確認・判断します。
58	経理処理	同一ベンダーからAPN機器、光モジュール、保守、設定作業、ライセンス等を分けて発注する場合、どこまでが「一連の契約」として合算判定されるでしょうか。契約目的、発注時期、品目、見積単位が異なる場合の判断基準を確認したいです。 【質問理由】相見積要否、発注単位、調達スケジュール、証憑準備に直結するため。後日の精算否認や調達手続不備を避けたい。	一律の判断基準を示すのは困難であり、具体的な取扱いは、調達内容に応じて個別に確認します。「一連の契約」に該当するかは、契約目的、調達対象の関連性、発注時期、仕様・見積の一体性、同一ベンダーに継続して発注する合理性等を踏まえて個別に判断します。単に品目や見積書、発注書を分けたことのみをもって、別契約として扱われるものではありません。
59	経理処理	既設ネットワークとの互換性、APN機器との接続性、サポート責任分界、検証環境の制約、既存設備との整合性により特定ベンダー・特定機種を指定する場合、特命発注理由として認められるでしょうか。 【質問理由】光伝送・APN・400G関連機器では技術的互換性やサポート責任分界が重要となるため、価格比較だけでなく技術的合理性に基づく調達が認められるか確認したい。	一契約（一連の契約を含む）100万円以上の場合は原則として相見積りが必要ですが、技術的合理性も含め、選定理由が合理的であれば、特命発注が認められる場合があります。価格面だけでなく技術的互換性、サポート責任、代替困難性、既存環境との整合性等、合理的な選定理由を具体的に示した選定理由書を整備してください。
60	経理処理	経費処理マニュアル2.2に記載された【手法1】健保等級単価計算で使用する時間単価一覧表は、経済産業省の「等級単価一覧表 令和8年度適用」を使用して良いでしょうか。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R8kenpo.pdf	経費処理マニュアル2.2、及びNo.9の回答を参照下さい。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
61	経理処理	人件費計上について、提案時点で必要な資料と、精算時に必要な資料を分けて確認したいです。業務従事者名簿、作業日報、従事時間記録、給与台帳、単価根拠等のうち、各時点で必須となる資料は何でしょうか。 【質問理由】構成機関を含めた工数計上ルールを早期に整備し、精算時の証憑不足や工数否認を防ぐため。	提案時点で提出が必要な資料は、別紙4「業務従事者名簿」及び別紙5「支出計画書」です。提案書本文等で、各業務従事者の役割、想定工数、適用する人件費単価の考え方が分かるよう記載してください。提案時点で、作業日報、従事時間記録、給与台帳、給与支払証憑等を一律に提出いただくものではありません。 精算時には、実際の従事実態及び計上額の妥当性を確認するため、業務日誌・従事時間記録、タイムカード又は出勤簿、給与支払を確認できる書類、人件費単価の根拠資料等が必要となります。必要資料は、適用する単価算出方法により異なります。 人件費は業務従事者名簿に登録された者について、実際の従事実態に基づき計上してください。他事業との重複計上がないこと、従事内容・従事時間・単価根拠・支払実績が確認できることが必要です。
62	経理処理	今回、実証環境構築において新たに通信回線を契約する場合の初期費用は通信運搬費として計上して宜しいでしょうか？ 実証期間内で解約した場合、最低利用期間を満たさず、違約金等を請求される場合も、通信運搬費として計上して宜しいでしょうか？	通信回線の初期費用については、本業務に直接必要なデータ送受信等のための費用であり、実施計画書・支出計画書との整合性及び証憑書類により支出内容を確認できる場合には、通信運搬費として整理し得ます。なお、回線敷設工事等を伴う場合は、工事費等として計上すべき場合があります。工事費として計上する場合は、株式会社三菱総合研究所と事前協議が必要です。 最低利用期間を満たさないことにより発生する違約金、解約金等は、通信運搬費として当然に計上できるものではなく、契約条件、解約の必要性、経済性、本業務との直接的な関係等を踏まえて個別に確認します。
63	経理処理	APN機器、GPUサーバ、光モジュール等の納期遅延により、代替機材、レンタル機器、クラウドGPU、追加検証作業が必要となった場合、事前の計画変更承認により経費計上可能でしょうか。また、二重計上を避ける整理方法を確認したいです。 【質問理由】特殊機器の納期遅延は実証スケジュール上の主要リスクであり、代替手段を講じた場合の経費計上可否と整理方法を確認したい。	本実証に直接必要な経費に限り、経費計上が認められます。納期遅延等により本実証で利用せず、結果として本実証で必要なくなった機材については、原則として経費計上は認められません。実際に実証で利用した代替手段について、事前に計画変更の承認を経た上で経費処理マニュアル（案）に記載のルールに沿って経費計上を行うことになります。 当初の実施計画書で利用を計画していた機材と、代替手段の両方を実証に用いた場合など、上記に該当しないケースについては個別に協議・確認を行います。
64	経理処理	機器設定、光回線工事、アプリケーション開発、運用監視設定、性能測定支援等を外部事業者に依頼する場合、外注費、再委託費、構成機関の直接経費・人件費の区分基準を確認したいです。 【質問理由】複数社が関与する実証では費目区分を誤ると、再委託承認、契約変更、精算確認に影響するため。	実証機関ではない外部の事業者に依頼する場合の経費区分は、作業名称のみで一律に判断するのではなく、発注内容、契約の性質、外部事業者に委ねる業務の範囲・裁量・責任分担、及び経費の性質を踏まえて個別に判断することになります。 機器設定、アプリケーション開発、運用監視設定、性能測定支援等について、実証機関側が仕様、要件、検証方針、成果物、受入基準等を具体的に定めたうえで、個別作業として外部事業者に発注する場合は、再委託・外注費として整理し得ます。 光回線工事については、外部事業者に発注する場合であっても、経費の性質としては、工事費に該当し得ます。ただし、本業務に直接必要であり、株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、必要性及び妥当性が認められる必要があります。 実証機関が、実施計画書上の役割分担に基づき自ら作業を実施する場合は、当該構成機関の人件費又は該当する直接経費として整理してください。人件費として計上できるのは、業務従事者名簿に登録されている業務従事者の人件費です。
65	経理処理	今回、実証環境においてOSS製品を使用します。OSS製品の保守サポート事業を行う事業者との契約を考えていますが、公募要領6.2.1 対象経費(5)その他の「保守費」に該当するでしょうか。それとも(7)再委託・外注費に相当するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容からは判断が難しく、個別の確認が必要です。保守費と再委託・外注費はいずれも、株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性および妥当性が認められた経費のみが対象となることから、事前協議において個別に確認します。
66	経理処理	一般的な会計規則ではなく電気事業会計規則が適用される電気事業者の場合、一般管理費率はどう算定すべきでしょうか。特に算出式のうち、「売上原価」をどの科目で考えるべきかご教示いただきたい。	一般管理費率は、10％または各実証機関の財務諸表から算定した率のいずれか低い方を適用します。 電気事業者についても財務諸表に基づき算定しますが、「売上原価」に対応する科目は一律に定めていません。 そのため、電気事業会計規則上のどの科目を「売上原価」に含めるか、除外するか、その考え方が分かる資料をご提出ください。一般管理費率の算定に用いる科目や算出方法は、財務諸表の内容を踏まえ個別に確認します。
67	経理処理	経費処理マニュアル1.2に「再委託（再々委託を含む。）に係る経費は、総務省の再委託承認を得た上で当該再委託契約を締結し、当該契約の効力発生日以降に発注等が行われ、かつ履行期間終了日までに支払が完了したものに限り計上できるものとします」とあるが、代表企業からコンソーシアム構成機関への支払も履行期間終了日まで（本件では2027/2/1まで）に支払う必要があるか。 「検収ベース」に該当する場合は支払義務の確定で経費計上可能か。	実証コンソーシアムの代表機関から構成機関への支払については、実証コンソーシアムの構成機関ではない外部の事業者への再委託とは異なり、履行期間終了日までの支払完了を一律に求めるものではありません。
68	実証全般	提案書様式 7. (1) に「本事業以外の委託事業又は補助金事業（「はい」の場合でも記載してください）」と記載がございます。分散データセンター運用システムに関する本業務以外の事業は実施していない形となりますが、この場合記載は必要になりますでしょうか。	本業務以外に、分散データセンター運用あるいはワークロードシフトに関する委託事業又は補助金事業を実施していない場合は、記載漏れとの区別のため、「本業務以外に分散データセンター運用/ワークロードシフト（※）に関連する委託事業又は補助金事業は実施していない」と記載してください。 ※①、②に応じていずれかを記載ください。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
69	実証体制	別紙4に「業務責任者より上級の業務従事者をアサインすることは認めません」と記載がございます。こちらの業務責任者は業務統括責任者/業務実施責任者のどちらを指しておりますでしょうか。	コンソーシアム方式で提案する場合、代表機関においては業務統括責任者、構成機関においては業務実施責任者と解釈してください。業務従事者の位置付けが分かるよう、体制図で責任関係を明確にしてください。
70	経理処理	経費処理マニュアル1.2（1）に「パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ等、本業務以外に汎用的に利用可能な設備備品は対象外」と記載がございますが、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラに関しては本項目（設備備品費）以外の項目（借料・消耗品費など）であれば計上可能という認識でよろしいでしょうか。	経費処理マニュアル2.1(3)に記載のとおり、本事業以外にも汎用的に利用可能な消耗品は対象外となります。 また、費目を借料に変更すれば当然に計上可能となるものではありません。 借料として計上する場合であっても、本業務の実施に直接必要であること、実施計画書・支出計画書との整合性があること、証憑書類により支出内容を確認できることが必要です。
71	経理処理	経費処理マニュアル1.4に記載のとおり、実証機関自身から調達を行う場合（100%子会社から調達を行う場合、コンソーシアム形式により業務を履行する場合にあっては、実証コンソーシアムの構成機関から調達を行う場合を含む。）には利益排除が必要とのことですが、相見積を実施している場合でも、利益排除が必要となりますでしょうか。	ご認識のとおり、相見積を実施している場合であっても、実証機関自身、100%子会社等又はコンソーシアム構成機関から調達する場合は、原則として利益等排除が必要です。相見積は価格妥当性を確認する資料であり、利益等排除の手續に代わるものではありません。
72	経理処理	経費処理マニュアル1.4に「実証機関自身から調達を行う場合（100%子会社等から調達を行う場合、実証コンソーシアムの構成機関から調達を行う場合を含む。）には、原価（当該調達品の製造原価など）をもって業務委託費の対象経費に計上するものとします。」と記載がございます。子会社から親会社への発注がある場合、どのように対応するのが適切となりますでしょうか。	子会社から親会社への発注であっても、実質的な100%出資関係等、利益等排除の対象となる関係に該当する場合は、製造原価又は仕入原価により対象経費に計上してください。
73	経理処理	経費処理マニュアルP10に「支出内容を証明する書類」に記載されている検収の例として、「検収書や検収したことが確認できる資料、日付が確認できる検収印付き納品書等」と記載がございますが、検収書には押印が必須となりますでしょうか。電子画面の打出しなどで代用する形でも問題ございませんでしょうか。	検収書への押印を一律に必須とするものではありません。検収日、検収対象、検収者、検収結果等が確認できる資料であれば、電子画面の打出し等でも確認資料として扱えます。ただし、社内規程に基づく検収手続との整合性が必要です。
74	経理処理	経費処理マニュアルのP15に記載がある証憑は「受託単価計算」による請求時にも必要となりますでしょうか。	受託単価計算を用いる場合であっても、経費計上に必要な証憑書類は原則として整備してください。
75	経理処理	相見積書に関して、100%子会社等またはコンソーシアム会社からの取得でも問題ございませんでしょうか。	相見積は、価格の妥当性を確認する趣旨から、原則として独立した第三者から取得することが望ましいです。100%子会社等又はコンソーシアム構成機関からの見積のみでは、相見積として十分と認められない場合があります。関係会社等から見積を取得する場合は、関係性を明示し、利益等排除は別途行ってください。
76	実証全般	今回の実証は、これまで実証したことがない内容を行います。 定量的な数値がわからないため、今回の実証にて定量的な数値を取得して把握することが目的になります。 そのため定量的な「想定目標値」の設定は困難になります。 その場合「想定目標値」はどのように記載すればよろしいでしょうか。	「想定目標値」には、現時点での仮説に基づく定量的な目標値を必ず記載して頂く必要があります。APN等を活用した分散データセンター運用、あるいは高度なワークロードシフトの普及促進、社会実装を図るという本実証事業の目的の実現に向け達成すべき目標値を、類似の実証事業結果や先行事例の状況を踏まえて、定量的に設定してください。
77	実証全般	上記質問に関連しますが、「想定目標値」を記載した場合、記載した想定目標値を必ずクリアしなければならないという条件になりますでしょうか。 想定目標値がクリアされなかった場合の罰則（契約不履行等）がございましたらご教示いただきたい次第です。	実証の結果として想定目標値を達成できなかったことのみをもって、直ちに契約不履行となるものではありません。本実証は、技術面・運用面・事業面の不確実性を低減し、社会実装に向けた課題や成立条件を明らかにすることも目的としているため、想定目標値を達成できなかった場合には、未達となった要因、改善方策、社会実装に向けた課題等を適切に分析し、報告書等において説明してください。 一方で、提案書・実施計画書に記載した検証を適切に実施しない場合、KGI・KPIの達成状況や検証結果を適切に報告しない場合、又は成果物が契約内容に適合しない場合には、公募要領又は契約に基づく対応の対象となり得ます。
78	再委託	P7の(3)には、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものと記載がございますが、P.23 6.1.3には再委託は可能だが事前に総務省の承認が必要と記載がございます。 今回の実証にて、ソフトウェア開発作業、インフラ構築作業などについて、再委託を行う必要がありますが、支援が必要な作業については再委託を実施しても問題ないということでしょうか。	公募要領4.1（3）及び4.1（4）②の「再委託することは原則できない」とは、実証機関又は実証コンソーシアムが、本実証課題の遂行に必要な中核的な経験・能力等を有している必要があるという趣旨です。そのため、本業務の企画立案・遂行管理等の本質的な部分や、技術的検討等の実証・調査研究に係る本質的な部分を、実証機関外に再委託することは認められません。 一方で、実証機関が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、必要性及び妥当性が認められる場合には、総務省の事前承認を得た上で、実証機関外に再委託を行うことは可能です。ソフトウェア開発作業、インフラ構築作業などの再委託の可否は事前の申請に基づいて個別に判断します。申請書において再委託の内容・範囲、必要性、金額、実施体制、情報管理・サプライチェーンリスク対応等を説明頂く必要があります。
79	業務委託契約	公募要領 6.1.3に「承認申請手続きの開始から承認取得までには概ね1か月程度を要する場合があるため、当該リードタイムを織り込んで計画・調整を行うこととし、承認取得の時期前後に起因するスケジュールへの影響（遅延・手戻り等）については、実証機関の責任といたします。」と記載がございます。 「承認申請手続きの開始」はいつから実施可能でしょうか。 承認まで概ね1ヶ月程度を要するとのことであり、再委託先との契約、及び、スケジュールに影響するため、ご教示いただきたい次第です。	株式会社三菱総合研究所から実証機関への再委託の承認申請手続きについては、実証機関から提出いただく再委託の承認申請の書類に不備がなければ、委託予定先の選定が行われ次第開始できるよう調整予定です。手順については、提案書類を提出頂いた後にご案内します。 実証機関外への再委託の承認申請手続については、株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性及び妥当性が認められた経費のみが対象になることから、原則として実施計画書の確定後に開始となる見込みです。ただし、再委託の承認申請手続の速やかな着手のため、再委託の承認申請の書類や、株式会社三菱総合研究所との事前協議に必要な書類を、実施計画書確定前の段階で提出を求める場合があります。

質問に対する回答(令和8年度「ワット・ビット連携関連実証」に関する実証事業の公募)

No	カテゴリ	質問内容	回答
80	再委託	公募要領4.1（４）に「②実証機関は、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものとするため、実証コンソーシアムにおいて実証課題を完遂するために必要な全ての経験や能力等を必ず有すること」とございます。 今回の実証にて、ソフトウェア開発作業、インフラ構築作業などについて、ベンダへの発注を行う必要がありますが、こちらは再委託契約ではなく外注費での契約という認識でよろしいでしょうか。	経費処理マニュアル1.2（７）「再委託・外注費」に記載のとおり、再委託・外注費は、他の事業者者に再委託・外注するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）であり、株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性および妥当性が認められた経費のみを対象とします。ご質問の作業に関して再委託の承認申請が必要か否かは、作業名称のみからは判断が難しく、事前協議において作業内容を踏まえ判断することになります。
81	再委託	公募要領p.7の(3)（４）に記載の「再委託」とp.23の6.1.3に記載の「再委託」は、同じ意味のものになりますでしょうか。	公募要領p.7の(3)（４）に記載の「再委託」とp.23の6.1.3に記載の「再委託」は、異なります。p.7の4.1(3)及び(4)②では実証機関外への再委託について説明しています。こちらは、応募資格・実施体制上の要件として、実証機関又は実証コンソーシアムが実証課題を完遂するために必要な経験・能力を有することを求めるという趣旨での説明です。 一方でp.23の6.1.3では、株式会社三菱総合研究所から実証機関への再委託と、実証機関から実証機関外への再委託の双方について説明しています。いずれも総務省に対する事前の承認申請手続きが必要であり、承認取得前に当該再委託に係る契約の締結その他これに準ずる行為を行うことはできないという趣旨での説明です。
82	実証体制	公募要領P7.（４）に「実証コンソーシアムの構成機関（代表機関を除く。）が、以下の能力・体制を有すること。（ア）当該実証の遂行（実証に係る支出を含む。）にあたり、適切な管理運営を行う能力・体制（業務実施責任者、情報管理責任者及び経理責任者の設置を含む。）」と記載がございます。実証コンソーシアムで応募する場合、各構成機関の業務実施責任者、情報管理責任者及び経理責任者の設定、及び、提案書への記載は必須ということでしょうか。	ご認識のとおり、各構成機関において業務実施責任者、情報管理責任者及び経理責任者を配置し、提案書に記載頂く必要があります。
83	実証全般	関係事業者（製造・販売・技術提供先、外注・再委託先等）に変更が生じる場合は、事前に所定の手続により報告し、確認を得た上で実施するものとされていますが、「所定の手続」とは具体的にどのような手続を指すのでしょうか。	関係事業者等に変更が生じる場合は、変更前に事務局へ報告してください。事務局が、変更内容、変更理由、対象となる機器・役務、関係事業者の情報、サプライチェーンリスク対応等について確認します。「所定の手続」の様式・方法等については、事務局から案内します。所定の手続きが完了し、事務局による確認の後に、変更を行ってください。 なお、当該変更が再委託に該当する場合は、別途、事前承認手続きが必要です。
84	実証全般	関係事業者（製造・販売・技術提供先、外注・再委託先等）の情報は公表されるのでしょうか。 また、公表される場合、公表後に関係事業者の変更が生じた際には、公表情報についても変更内容が反映されるのでしょうか。	関係事業者（製造・販売・技術提供先、外注・再委託先等）の情報をどの範囲まで公表するかは、企業秘密、知的財産、個人情報等に配慮した上で個別に判断します。 採択後に関係事業者等を変更する場合は、事前に事務局へ報告し、確認を受けてください。公表情報への反映が必要かは、変更内容や公表済み情報との関係を踏まえて個別に判断します。
85	経理処理	実証機関において既に所持している設備品を、実証で使用する場合の費用計上方法についてご教示ください。具体的には、実証期間において専用で利用する、リース/レンタル品が無い、外部調達納期が実証期間に合致しない、という状況において、自社の設備を実証期間分の減価償却費相当で計上しても良いでしょうか。	経費処理マニュアル2.1(2)⑥に記載のとおり、実証機関（構成機関を含む。）が自ら保有する資産（機器等）について、減価償却費相当額を月割りする等の方法により「借料」として計上することは、原則として認められません。本業務の実施に必要な設備であって、実証機関が所有している設備については、その使用に伴う費用を「設備施設料」として計上できる場合がありますが、その場合であっても計上できるのは減価償却費相当ではありません。「設備施設料」については経費処理マニュアル2.10 をご確認ください。
86	経理処理	原則として、実証後の「継続利用」とすることについて質問です。コンソーシアム内で、A社の製品をB社が導入する場合に、利益排除の上、その原価のすべてを計上しても問題ないでしょうか。※汎用的な製品ではないため、リースやレンタルを通じた提供ができない製品	基本的にはご認識のとおりですが、以下の点にご留意ください。 ・Aの製品をBが導入する理由について個別に確認場合があります（実証において当該製品を利用する業務をAが担当しないのはなぜか、など）。確認の結果、経費計上が認められない場合があります（理由が合理的でないなど）。 ・設備備品費として計上するには、「汎用的な製品ではない」という理由のみでは足りず、経費処理マニュアル1.2（１）1)に記載のとおり、リースなどで調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書の提出を必須とし、株式会社三菱総合研究所が特に必要があると認める場合に限り、対象経費とします。 ・また、経費処理マニュアル1.4に記載のとおり、実証コンソーシアムの構成機関から調達を行う場合は原価をもって経費計上するものとしませんが、原則として、製造原価又は仕入原価を証明する資料を提出する必要があります。 ・加えて、実証後の継続利用については、経費処理マニュアル1.7に記載のとおり、取得した物品の本業務終了後の取扱いを、本実証成果の社会実装に向け有効に活用頂くことを前提に、個別に決定することとしていますのでご
87	実証全般	実証開始後、ユースケース実証のために一般公開されるスポーツの試合をコンテンツとして収録することを計画しています。ワット・ビット連携関連実証に向けた対応であることを公開して収録を行っても良いでしょうか。	実証に関連して一般公開されるスポーツの試合を収録し、その旨を公開する場合は、事前に事務局へ内容を連絡・協議してください。また、主催者、権利者、出演者等の許諾、肖像権・著作権その他法令・契約上の制約への対応は、実証機関の責任で適切に行ってください。
88	実証全般	実証完了前に、実証期間中に外部の講演会などでの発表することも検討しています。ワット・ビット連携関連実証に関する事業であることを公表しても問題ないでしょうか。	実証期間中に外部講演会等で本実証に関する活動又は成果を公表することは可能ですが、事前にその内容を事務局に連絡・協議してください。公表にあたっては、本業務に係る活動又は成果であることを明記し、秘密情報、個人情報、知的財産、未確定情報等の取扱いに十分留意してください。